第二十一条の十第三号ニ	履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［項を加える。］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約	履行保証人保証契約	
第二十一条の十第三号ホ	履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［項を加える。］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証額	履行保証人保証額	
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額	
	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	
	を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した	
第二十一条の十三第一号	履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［項を加える。］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約	履行保証人保証契約	
第二十一条の十三第四号ハ	履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［項を加える。］
	当該種別の資金移動業	当該特例対象資金移動業	
第二十一条の十三第四号ニ	履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［項を加える。］
第二十一条の十三第十号イ	履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日	直前の基準日等	［項を加える。］
	当該算定日	当該基準日等	